



検討テーマに係る関係資料

**厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能について
(第10回専門家会議資料の一部改編)

- 現行計画での記載
- 中間とりまとめで今後の検討とされた内容
- 「個別支援」と「地域の体制づくり」による4機能の整理
- 福祉・行政と司法の観点から見た「個別支援」の4機能のさらなる整理
 - 参考：成年後見制度を利用する際の流れ等について
 - 参考：成年後見制度を利用する際の流れ等（後見人支援）に関する現行計画の記載について
- 「個別支援」を適切に行う観点から見た「地域の体制づくり」の4機能のさらなる整理

現行計画での記載

現行計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等について、以下の記載となっている。

- 各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、⑤不正防止効果にも配慮すべきである。
- なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の促進（市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援）
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

中間とりまとめで今後の検討とされた内容

4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

④ 地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討

地域連携ネットワークが担う機能のあり方やその強化は、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方についての整理や、福祉・行政と司法との連携のあり方も踏まえて検討する必要があることから、本会議において引き続き検討する。

併せて、後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方、これに関する裁判所、中核機関、専門職団体、都道府県その他関係者・団体のそれぞれの性質・役割に応じた連携方法・役割分担のあり方も検討する。なお、中核機関については、未整備地域があることや地域の実情に応じて担っている役割が異なることについても考慮する必要がある。

「個別支援」と「地域の体制づくり」による4機能の整理

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能については、以下の意見を踏まえ、「個別支援」と「地域の体制づくり」による視点から、4機能の整理を行った。

＜専門家会議委員意見より＞

- 利用促進機能の3つの異なる機能を含め、全体が4つの機能で整理されているのはわかりにくい。これを見直して、担い手の育成・活動支援等の地域全体のしくみづくりの機能がある、ということを確認にし、行政の役割が強調されるべき。
- 現在の利用促進機能の内容には、異質な要素が混在していて、具体的なイメージが市町村に伝わりにくい。中でも、受任者調整機能は今後さらに重要になる、これを独立した機能として明示するのがよい。

＜現行基本計画において地域連携ネットワークが担うとされている機能を整理した表＞

	個別支援	地域の体制づくり
①広報機能	<ul style="list-style-type: none">・ 利用する本人への啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民、関係者への理解促進、認識共有
②相談機能	<ul style="list-style-type: none">・ 相談対応・ 制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査・ 必要な見守り体制へのつなぎ	<ul style="list-style-type: none">・ 相談に対応する体制の構築
③成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none">・ 受任者調整	<ul style="list-style-type: none">・ 適切な後見人を推薦する体制づくり・ 担い手の育成・活動の促進・ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
④後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none">・ 親族後見人等からの相談対応・ 必要な事案に対するモニタリング・バックアップ	—

福祉・行政と司法の観点から見た「個別支援」の4機能のさらなる整理

地域連携ネットワークの機能のあり方は、成年後見制度の利用には、中核機関等が関わっている事案と関わっていない事案の両方が存在すること（次頁参照）や、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方等を踏まえて整理する必要がある。

このことから、「個別支援」に関する機能について、福祉・行政が中心となり実施している内容と各機能に関連して裁判所が実施している内容を並記して、さらに整理した。

	個別支援	各機能に関連して裁判所が実施している内容 ※ 本欄は、最高裁判所で記載
	福祉・行政が中心となり実施している内容	
①広報機能	<ul style="list-style-type: none"> （福祉的な支援を必要とする方々を中心にした）啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所の手続を利用するのに必要な情報提供・手続案内
②相談機能	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応 制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査 必要な見守り体制へのつなぎ 	同上
③成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> 支援方針（課題の明確化、支援の内容）の検討 申立者（市町村長申立の適切な実施を含む）、候補者、チームの調整 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な後見人の選任をはじめとする手続運営
④後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 後見人やチーム関係者からの相談対応 必要な事案に対するモニタリング・バックアップ 苦情対応 チーム支援の再調整（後見人等の交代の提案、チームへの支援の終結など） 	<ul style="list-style-type: none"> 後見業務の監督 後見人からの相談等への対応（手続案内や適正な後見業務の遂行を確保するのに必要な対応として）

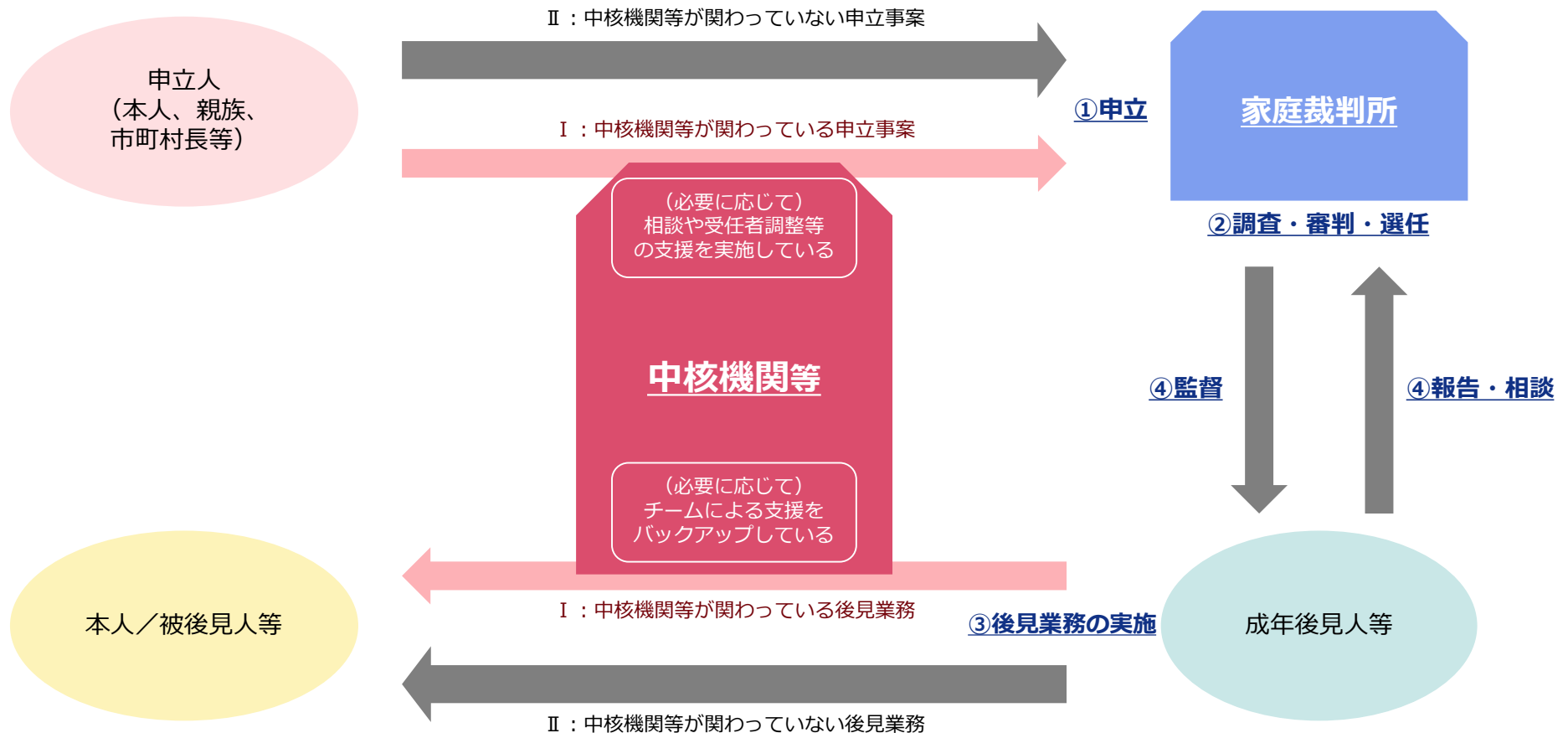
※ ____の項目は、現行計画の4機能には位置づけのない取組だが、実質的に実施している事例があるものなど。

参考：成年後見制度を利用する際の流れ等について（法定後見制度）

本ページについては、今後、WGの議論を通じて、中核機関がどういう場合に関わるのかの整理が必要

民法上、成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立を行う必要があるが、制度上、中核機関等の関わりが求められているわけではない。

実態としては、本人の課題等の必要に応じて、相談や受任者調整等といった支援を実施したり、チームによる支援をバックアップするなど、I：中核機関等が関わっている事案もあれば、II：中核機関等が関わっていない事案もある。



参考：成年後見制度を利用する際の流れ等（後見人支援）に関する現行計画の記載について

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方

(略)

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

(略)

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

工) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。
 - ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。
- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

(略)

「個別支援」を適切に行う観点から見た「地域の体制づくり」の4機能のさらなる整理

「地域の体制づくり」に関する機能は、「個別支援」が適切に行われるようにするという観点から、福祉・行政の関係者と司法の関係者などが、地域に共通する課題の検討・調整・解決などに、自発的に協力する体制づくりを進めるということを踏まえて整理する必要がある。

以上の観点から、「地域の体制づくり」に関する機能をさらに整理した。

	地域の体制づくり
①広報機能	<ul style="list-style-type: none">・ 制度の一般的認知度の向上に向けた取組・ 関係者の理解促進、協力体制づくり
②相談機能	<ul style="list-style-type: none">・ 相談窓口の明確化
③成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none">・ <u>市町村長申立、成年後見制度利用支援事業の適切な実施に向けた取組</u>・ <u>選任の際の考慮要素・受任イメージの共有</u>・ 担い手の育成のしくみづくり、推薦・支援体制づくり・ 日常生活自立支援事業等関連制度からの<u>移行のしくみづくり</u>
④後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none">・ <u>意思決定支援の浸透</u>・ <u>後見人単独では解決できない共通課題を解決するための支援策の構築</u>

- 検討テーマに関する参考情報

- 市町村長申立の実施状況
- 協議会等の設置状況、関係機関の参画状況
- 市町村計画の策定状況
- 中核機関で実施している4機能に関する取組
- 成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬の助成）の状況
- 市町村における司法との連携に関する諸課題
- 令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果
（家庭裁判所との連携に関する意識など）

市町村長申立の実施状況

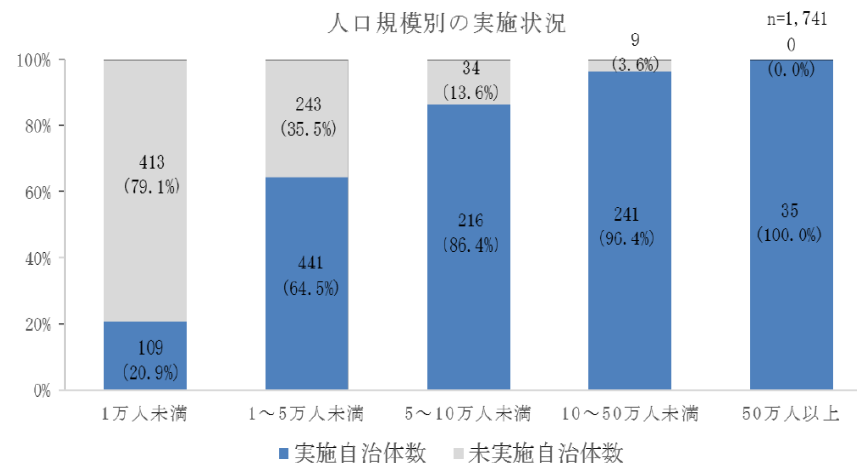
(令和2年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査より)

申立件数

年度	高齢者	知的障害者	精神障害者	合計	実施市町村数
令和元年度実績	6,675	655	632	7,962	1,042
平成30年度実績	6,552	709	591	7,852	1,047
平成29年度実績	6,158	675	503	7,336	1,000

人口規模別の実施状況

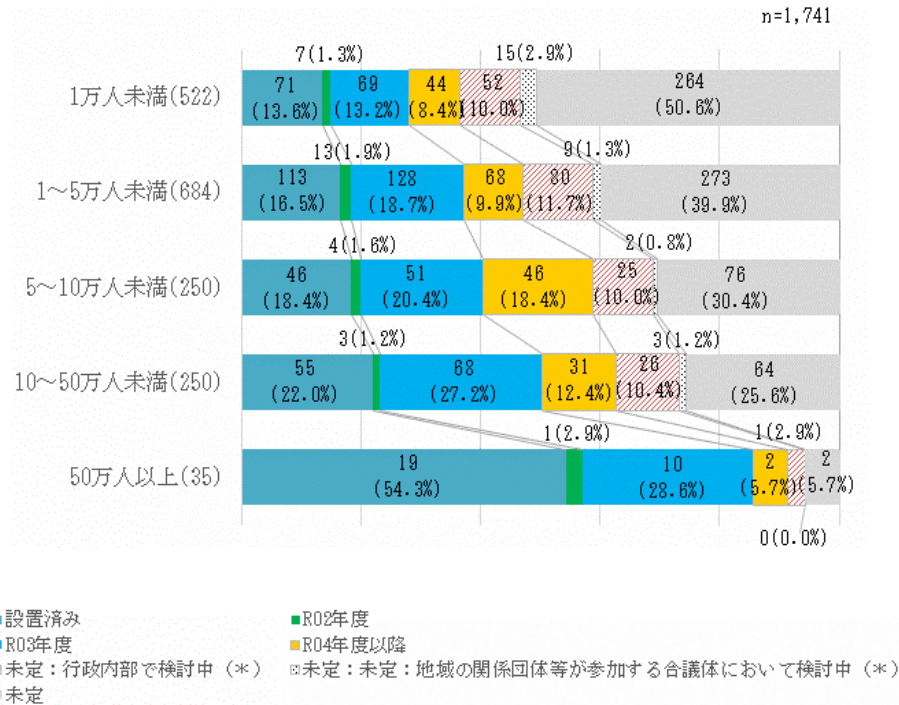
人口 (万人) 未満	実施 自治体数	未実施 自治体数	申立件数 (本人別)			
			高齢者	知的 障害者	精神 障害者	合計
～1	109 (20.9%)	413 (79.1%)	131	27	18	176
1～5	441 (64.5%)	243 (35.5%)	930	130	92	1,152
5～10	216 (86.4%)	34 (13.6%)	731	86	76	893
10～50	241 (96.4%)	9 (3.6%)	2,755	261	281	3,301
50～	35 (100%)	0 (0.0%)	2,128	151	165	2,444
合計	1,042 (59.9%)	699 (40.1%)	6,675	655	632	7,962



協議会等の設置状況、関係機関の参画状況

(令和2年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査より)

協議会等の設置状況



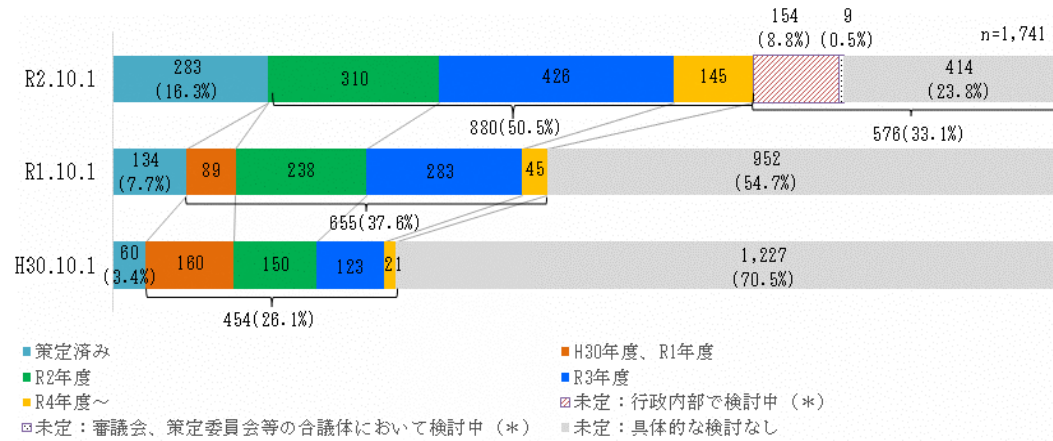
関係機関の参画状況

関係機関	協議会設置304市町村に対する割合
都道府県	35.2%
市町村	94.7%
学識経験者	37.8%
弁護士(会)	84.9%
司法書士(会)、リーガルサポート	80.6%
社会福祉士(会)	83.6%
精神保健福祉士(会)	19.7%
税理士(会)	12.8%
行政書士(会)	27.0%
医師(会)	49.0%
当事者・家族会	13.2%
地域包括支援センター	77.6%
障害者相談支援事業所	62.5%
介護・福祉サービス事業所	46.1%
医療機関	29.6%
民生委員	43.1%
自治会	7.6%
社会福祉協議会	93.4%
金融機関	18.4%
法テラス	8.2%
消費生活センター等	10.2%
家庭裁判所	60.9%
その他	25.7%

市町村計画の策定状況

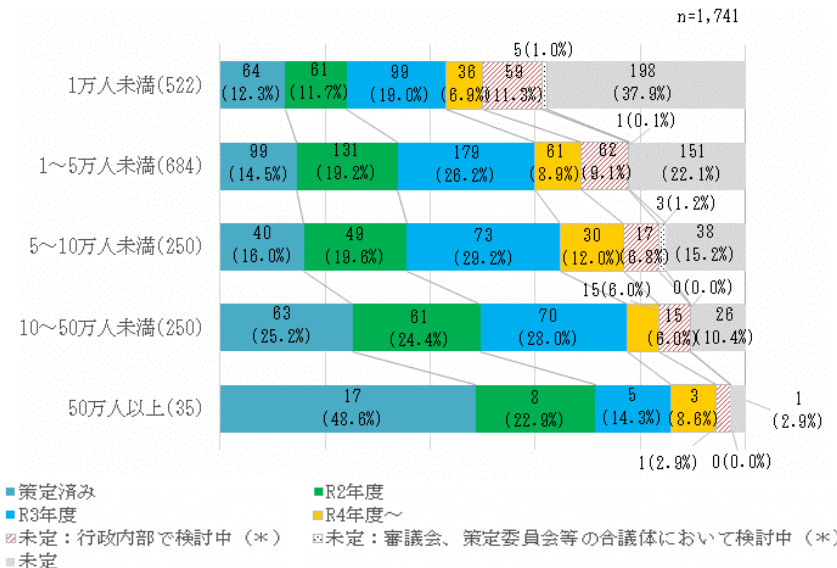
(令和2年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査より)

市町村計画の策定状況 (経年比較)



策定の詳細状況 (左：位置付け、右：人口規模別)

単独の計画として策定	45 (15.9%)
地域福祉計画と一体的な計画として策定	195 (68.9%)
その他の計画と一体的な計画として策定	43 (15.2%)



中核機関で実施している4機能に関する取組

(令和2年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査より)

広報機能		相談機能		利用促進機能	
パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	260 (97.7%)	窓口で各種相談や申立手続き支援(専門職(団体)の紹介含む)	259 (97.4%)	申立前に適切な後見人候補者推薦のための受任調整会議の実施	167 (62.8%)
地域住民向けの説明会等の開催	214 (80.5%)	施設等への出張村弾の実施	151 (56.8%)	市民後見人の養成	166 (62.4%)
地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	215 (80.8%)	専門職による相談会の開催	124 (46.6%)	その他	53 (19.9%)
その他	29 (10.9%)	その他	24 (9.0%)		
後見人支援機能				その他の機能	
後見人等からの各種相談に対応	223 (83.8%)	本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	138 (51.9%)	法人後見または後見監督の受任	134 (50.4%)
後見人の定期報告の手続き支援を実施	135 (50.8%)	本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	118 (44.4%)	日常生活自立支援事業の実施	100 (37.6%)
専門職の雇い上げ等により相談や手続き支援を実施	47 (17.7%)	その他	36 (13.5%)	その他	29 (10.9%)
後見人の連絡会を開催	72 (27.1%)				

成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬の助成）の状況 （令和2年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査より）

利用支援事業の実施状況（左：高齢者、右：障害者）

時点	助成制度あり				いずれもなし
	助成制度あり	両助成あり	申立費用助成のみ	報酬助成のみ	
令和2年4月1日	1,660	1,508	25	127	81
平成31年4月1日	1,658	1,509	32	117	83
平成30年10月末日	1,650	1,480	44	126	91

時点	助成制度あり				いずれもなし
	助成制度あり	両助成あり	申立費用助成のみ	報酬助成のみ	
令和2年4月1日	1,650	1,504	30	116	91
平成31年4月1日	1,642	1,496	34	112	99
平成30年10月末日	1,630	1,469	46	115	111

助成対象の状況（上：高齢者、下：障害者）

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和2年4月1日	1,640	871	832	662	1,655	1,624	1,620	71	1,588
平成31年4月1日	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575
平成30年10月末日	1,650	769	747	594	1,650	1,592	1,586	85	1,565

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和2年4月1日	1,624	855	812	653	1,634	1,598	1,594	77	1,573
平成31年4月1日	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545
平成30年10月末日	1,630	747	728	575	1,630	1,566	1,556	91	1,539

※設問ごとに集計しているため、合計値が一致しない場合がある。

市町村における司法との連携に関する諸課題 (第7回専門家会議資料抜粋)

1 後見人等の選任・交代に関すること

- 福祉・行政側での見方と、家庭裁判所側での見方とが異なるような場面が現場では生じている。

<市町村の意見等>

- 家裁と福祉関係者・市の間で、後見人等による権利擁護支援が必要な対象者像が異なっているため、福祉関係者・市が適切と考えている専門職が選任されないケース、申立時に添付する経過資料の内容や書類に対して家裁が行う指摘（市では取得不可能な書類や支援者が誰も知り得ない情報の提供を求める等）によって、申立手続きが止まり、スムーズな後見人選任に至らないケースが発生しており、家裁との関わり方について課題を感じている。
- 平成17年7月29日付けの厚労省の通知では、「市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認し・・・」となっているが、実態として、家裁から3親等など（推定法定相続人まで）についても確認をするようにと言われることがあり、通知とは矛盾するよう感じるが、家裁としての見解を聞きたい。
- 後見人等の選任をスムーズに行うために開催している受任調整会議であるが、会議のための調整等業務が増え、負担になっている。
- 選任については従来どおり裁判所で行っていただきたい。
- 市民後見人へのリレー受任を推進していただきたい。

2 家裁の判断基準等に関すること

- 連携を図ろうとする福祉・行政側の視点に立てば、例えば、市民後見人や法人後見の受任に関する判断や報酬付与に関する判断など、家庭裁判所の考え方や基準がわからないため、連携が図りにくいと感じている。

<市町村の意見等>

- 家庭裁判所の意向、判断基準について、「裁判官の独立性」で片づけられてしまうことが多い。利用促進を図るうえでは、三士会、医療機関や福祉関係者と家庭裁判所との協働が必須であり、裁判所としての判断基準や考え方をある程度分かるように示していただく必要があると思われる。（市民後見人や法人後見の受任に関する判断要素、報酬の判断基準等について）

市町村における司法との連携に関する諸課題 (第7回専門家会議資料抜粋)

3 家庭裁判所の態勢等に関すること

- 市町村からは、連携先となる家庭裁判所の態勢等の充実に対する期待の声も挙げられている。

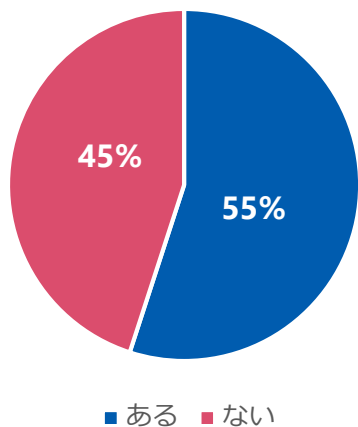
<市町村の意見等>

- 申立てに際して不明な点があり、家庭裁判所に対して問い合わせても杓子定規な回答や、専門用語を多用されることが多く、結果として後見人等が選任されるのに時間を要することが多々ある。市町村職員でも難しいことであれば、一般の住民にとっては尚更敷居が高い制度であると感じざるを得ない。市町村での相談機能強化だけでなく、家庭裁判所等においても相談体制を整えてもらいたい。
- 親族後見人を増やすためには、親族が負担感をなるべく受けないことが必須であり、そのためには家庭裁判所での手続きの簡素化・デジタル化が欠かせないと思われる。市としてはその点を家裁に対して要望していきたいが、一市町村が声をあげても全然聞き入れてくれないので、都や国レベルでも積極的に働きかけてほしい。
- 市単独で中核機関を設置した場合、家庭裁判所との連携体制の構築をどのように進めたらいいのか、また、どのようなことが可能なのか（例えば、ケースに関しての具体的な相談や会議等への出席などが可能なのか）具体的に例示してほしい。

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果①

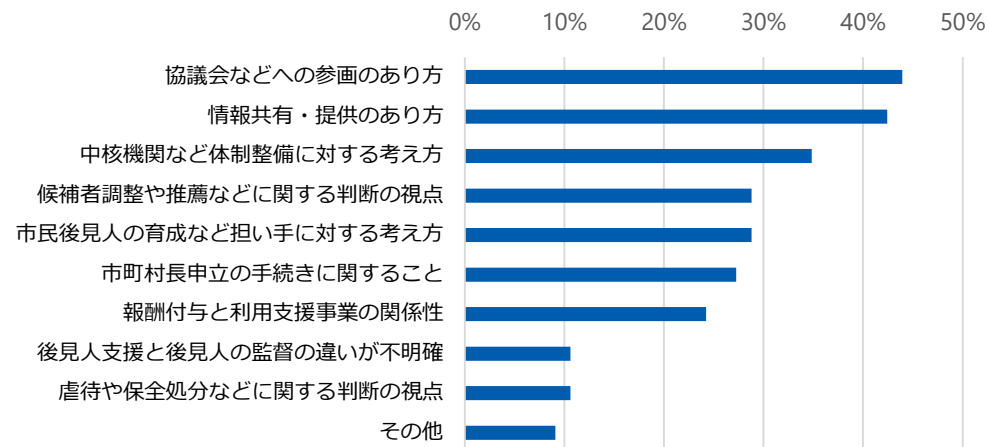
家庭裁判所との連携についての課題認識

家庭裁判所との連携について、課題を感じたことがあるか（N=120）



家庭裁判所との連携について、課題を感じたのはどのようなことですか？

（複数回答可）



令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果②

(自由記載)

1 後見人の選任・交代に関すること

- 市民後見人養成講座を修了しても後見人として活用されていない。家庭裁判所から養成講座修了者名簿がないので活用し難い旨の話を聞いた。
- 親族申立て後見人候補者推薦の依頼が家庭裁判所からくる際のいただける情報が少ないこと。
- 本市ではまだ市民後見人が活躍するに至っていない状況であるが、後見人として選任される人物像について家裁との共有をどのようにしていけばよいのかわからない。
- 法律系後見人から法的支援の終了した被後見人の身上保護中心の後見活動の引継ぎを強く求められている。
- 市民後見人について、後見類型が補助及び補佐になると代理権及び同意権の権限の範囲が複雑になり、養成した後見人は実質的には後見類型が成年後見のみでしか選任されておらず、その他日常生活自立支援事業の支援員として活動している。養成した市民後見人がより活躍できるような制度としてもらいたい。
- 後見人選任までに時間を要する。手軽に利用できるものではない。
- 市民後見人について損害賠償保険について個人で加入できる商品がないため、養成をしても選任に至らないケースが生じている。

2 家裁の判断基準等に関すること

- 協議会等への参加の際に書記官が「オブザーバー」の立場として参加され、家庭裁判所としての意見を求めた際に「裁判官の専決事項」として明確な意見が得られない。
- 利用支援事業について、相談の場を持つとすると家庭裁判所は「個別事案によって回答が異なる」「行政施策に対して口出しする立場ではない」「利用支援事業の可否は行政の決定事項」として協議できず、かといって市町村側とすると「報酬額については家庭裁判所の決定に基づき要綱に沿って必要な額の支出」と主体的な取組ができず、どのようにルールづくりをしていこうか悩みが尽きない。

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果③

(自由記載)

3 家庭裁判所の態勢等に関すること

- 他の機関との連携に慣れていない。家庭裁判所主催の会議に頻繁に招集されるが、事前調整不足で会議の目的がなかなか見えてこない。事務局を務める会議では、目標（案）を定め、その達成のために必要な取組を整理し、自ら行う部分と他機関の協力を得たい部分とを可視化して見せるなどの工夫が必要だと思うがそれが無い。出席してみると、家庭裁判所が思う「成年後見制度利用促進」のため必要な業務を、他機関に行わせようとする雰囲気しか感じられない。
- 平成31年度頃から家庭裁判所から広域設置を強く勧められたため、その方向で検討したが、結局、広域での連携はするものの広域設置にはならない。家庭裁判所や専門職団体の思いはわからないでもないが、家庭裁判所は地方自治体の状況（人口、面積、ニーズなど）を把握しているわけでは無いのに、自治体が検討を始めたばかりの時期に家庭裁判所の思いだけで、広域設置を、と強く要請されたため自治体を混乱させたのではないか。
- （やむを得ないと理解しているが）厚労省の意向としては中核機関や地域連携ネットワークについて地域の実情に応じて段階的な設置で良いとお示しいただいているが、家庭裁判所とすると裁判所の管轄地域内で地域ごと異なる運用は暗に認められず、自ずと県内一律でのルール作りと運用を求められ、どこまで意見採用するか判断が難しい。
- 市町村の課題に真摯に向き合ってもらえない。
- 裁判所自体に相談機能をもっと充実して欲しい（裁判所からの案内等で相談を受けるが、ケースによっては、家裁の判断になるところもあり、市町村では判断できないこと多々有り）
- 現在、家庭裁判所との接点自体少ないため、どう連携をとっていいのか分かりません。
- 連携を必要としている背景が具体的にどのような場面であるのか、お互いに状況を知る必要があると感じている。
- 家庭裁判所と関わる機会がなかったため、考え方、対応方法について不安を感じる。
- 場所的な問題。車で1時間以上かかるため、相談に行きづらい。
- 管轄する家庭裁判所が圏域で違っており、3か所の家庭裁判所となっているため、連携が取りづらい。

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果④

(自由記載)

4 個別の事案での運用・連携等に関すること

- 虐待や請求など、本人に喫緊の課題があっても、家裁から本人の判断能力と関係のない部分での追加資料の命令があります。柔軟な手続きの視点を欠けば、結局裁判所がボトルネックになって成年後見制度の利用促進は進まないと思われます。裁判官の方々への研修やスキームの見直しをしていただきたいです。
- 虐待対応の際の後見申立については、スピード感が大切とされているが、家裁についての審判のスピード感とはあまりに違う。など、温度感や求められるところがあまりに違う。
- 市長申立における面談日は、毎週水曜日のみしかなく、書類が整っていても面談日が数少ないため面談予約日が、かなり先の日にちになってしまう。それから審判となり、後見人等がつくまでに日数が必要となる。もう少しスピーディーな運用が出来ればありがたい。

5 後見人等への支援に関すること（市民後見人への支援を含む）

- 首長申立案件以外は、市町での関わりがなく、後見人等を受任された方にどのような支援が必要かのニーズの把握が難しい。
- 市民後見人の育成や市民後見人のバックアップ体制について、法人後見の具体的な内容や進め方について、もっと聞きたいと思いました。

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果⑤

(自由記載)

6 報酬・費用負担等に関すること

- 報酬の算定根拠を明確にさせていただきたいのと、報酬助成が市のみの負担であり、これから被後見人等の増加により財政負担が大きくなる。
- 家庭裁判所の報酬付与の審判の基準も明確に示し、死後事務や相続事務も一定の基準を設け、専門職や法人後見、市民後見人が報酬付与で安定して受任できるようにしてほしい。
- 相談があっても報酬の高さや、書類の多さなどで後見の利用をためらう方が多い。(銀行で後見人が必要と言われた場合特に。)
- 今後、利用者が増加した場合、後見人等の報酬助成を行う市町村において、その財源を確保することが困難になること。(国庫補助制度はあるが、市町村の負担も増えていくことになる。)
- 申立に際して必要な書類準備にかかる手間や鑑定費用の額は、親族等が申立を諦める強い要因となっている。
- 申立費用を申立人が負担することがネックになって申立人を引き受けてくださる方を見つけにくい。
- 首長申立案件が増加傾向にあり、本人に資力があるが契約能力はなく申立が困難な場合で、申立作成費用が高額で親族がその人のためにその額は負担できないと話されるケースが多々あるため、親族人が申立人でも本人が申立作成費用を負担できる制度に変更していただきたい。
- 市町村によって報酬助成などの実施状況が異なること。
- 市長申立て時に住所地と居住地が別の方(例えば、刑務所入所中に申請、住所地は他市町村)の申請があった場合、どこの市町村で申立を行うのか、またその後報酬助成が必要な場合、どの市町村にて報酬助成申請すべきかの取り決めがなく、迷うことがあります。また市町村によって報酬助成の規則等が違うため、困ることが多々あります。
- 町村は今後増加する後見ニーズに対して報酬財源の一定の確保が困難であると認識しており、利用支援事業の幅広い適用が進まない。また、家庭裁判所は三権分立の観点で介入を拒む事例がある。
- 成年後見制度利用促進の申立費用負担や報酬助成の対象経費を明確に示して、全国統一を図っていただきたい。居住地の他市の条件で適合しないため、首長申立した本市で負担しているケースがある。

令和3年度 第152回市町村セミナー アンケート結果⑥

(自由記載)

7 市町村長申立に関すること

- 成年後見制度市町村長申し立てに当たっては、各自治体ごとにその考え方や条例、規則、要綱などが異なるため、その調整に時間がかかり、利用が必要な当該本人が宙に浮く可能性がある。地域性に任せる部分も必要ではあるが、一方で一律で申し立てにかかる一定の規則等を定めることは必要と考える。
- 市町村長申立てについて、住民票所在地と居住実態が異なる場合の統一的ルールがないため、申立市町村について、調整が必要な場合がある。

8 成年後見制度・関連制度等に関すること

- 制度上の課題が、利用者本人や家族等へ不利益を与える場合があることから、利用促進以前に、まずは制度上の課題を改善することが優先ではないかと思います。
- 日常自立支援事業と成年後見制度で、成年後見の審判が確定するまで支援ができない空白が発生する。成年後見の申請手続きに時間を有し、更に審判、確定までも時間がかかる。対象者の大多数は認知症の高齢者であるため、早急な対応が求めることと逆行し、対応に苦慮する場面が多い、二つの制度の間を埋める運用や制度を検討していただきたい。
- 手続き等において、日常生活自立支援事業の方が簡便なため、できるだけ日常生活自立支援事業を長く利用しよう（利用させよう）として、判断能力が落ちきってからようやく成年後見制度への移行を検討するケースが多いように感じる。
- 市町においては、日常生活自立支援事業の財政負担がないため、判断能力が不十分な生保受給者について、安易に日常生活自立支援事業に金銭管理をお願いしようとして、本人の希望よりも、自治体の希望で日常生活自立支援事業の申請を行っているようなケースが見受けられる。
- 現在、身寄りがない人や核家族化等で親族の援助が得られない人について成年後見制度の相談が多くよせられている。今後も成年後見制度の需要は増加すると思われる。反面、身元保証、死後事務ふくめ成年後見制度ではない受け皿や制度の整備の必要性を感じる。
- 存命中は成年後見制度利用で可能だが、死後（財産処分等）に対応する方法をわかりやすく、対応しやすいものの確立をお願いしたい。

- 検討テーマに関する現行計画及び中間とりまとめの記述
 - 現行計画における地域連携ネットワークの4機能
 - 市町村における協議会等の効果的な運営や市町村計画のあり方
 - 都道府県単位の協議会等合議体のあり方
 - 後見人等の持続可能な育成・支援体制の確保のための方策
 - 地域連携ネットワークが担う機能のあり方とその強化、中核機関のあり方
地域連携ネットワークにおける後見人等への支援及び家庭裁判所における後見人等への監督のあり方や、福祉・行政と司法との連携のあり方
 - 後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方
 - 任意後見制度の適切な運用

現行計画における地域連携ネットワークの4機能（広報機能）

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。

現行計画における地域連携ネットワークの4機能（相談機能）

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
 - 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
 - その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
 - ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都道府県が連携し支援する必要がある。
 - ※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

現行計画における地域連携ネットワークの4機能（成年後見制度利用促進機能）

(a)受任者調整（マッチング）等の支援

- 親族後見人候補者の支援
 - ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。
- 市民後見人候補者等の支援
 - ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。
- 受任者調整（マッチング）等
 - ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
 - ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
 - ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。
- 家庭裁判所との連携
 - ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

現行計画における地域連携ネットワークの4機能（成年後見制度利用促進機能）

(b)担い手の育成・活動の促進

○ 市民後見人の研修・育成・活用

- 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行ってきたが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。
- さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

○ 法人後見の担い手の育成・活動支援

- 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
- 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO 法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

現行計画における地域連携ネットワークの4機能（成年後見制度利用促進機能）

(C)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

現行計画における地域連携ネットワークの4機能（後見人支援機能）

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。
 - ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。
 - ※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。
- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。
- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われたい状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

市町村における協議会等の効果的な運営や市町村計画のあり方

中間とりまとめの記載

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

(3) 地域連携ネットワークづくりの主体

- 次期計画においても、同様の考え方の下、地域連携ネットワークづくりを進めるとともに、地域連携ネットワークを構成する協議会等及び中核機関の整備・運営については、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- 協議会等及び中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

(4) 市町村の役割

- このことは、中核機関及び協議会等の運営を委託等した場合であっても、同様であり、市町村は、中核機関と定期的に情報交換や意見交換を行うとともに、協議会等の開催や参加を通じて、当該地域における権利擁護支援に関する地域課題の把握に努め、その解消に向けて関係者との協力関係の構築を図ることが求められる。
- 市町村は、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- 協議会等の効果的な運営や市町村計画のあり方については、本会議で引き続き検討する。

現行計画での主な記載

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(2) 今後の施策の目標等

① 今後の施策の目標

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

- このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

② 地域連携ネットワークの基本的仕組み

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。

都道府県単位の協議会等合議体のあり方

中間とりまとめの記載	<p>2 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進 (3) 市町村への具体的な支援内容及び都道府県自らの取組 ②都道府県単位での連携のしくみを通じた実態把握等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市町村の地域連携ネットワークづくりを後押しするため、都道府県でも、家庭裁判所や、専門職団体、都道府県社会福祉協議会、当事者団体等との連携のしくみを構築する。○ この連携の中で、定例的な情報共有、都道府県が行った支援の振り返りと意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行う。 <p>なお、上記の取組を進めるため、都道府県単位の協議会等合議体のあり方について、本会議において引き続き検討する。</p>
現行計画での主な記載	<p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 (5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割 ②都道府県</p> <ul style="list-style-type: none">○ 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。<ul style="list-style-type: none">・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。・ その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。

後見人等の持続可能な育成・支援体制の確保のための方策

(適切な役割分担に向けた担い手(市民後見人、法人後見、専門職後見人等)の基本的な役割等の更なる整理を含む)

中間とりまとめの記載	<p>3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化</p> <p>(2) 担い手の確保・育成等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 国、地方公共団体、地域の関係者は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の確保・育成を継続的に行う。○ 併せて、限られた人員等のリソースを本人の適切な支援につなげるためには、役割分担等を関係者の間で認識することが重要であり、担い手の基本的な役割等の更なる整理が必要である。○ 上記を含め、専門職後見人を含めた後見人等の持続可能な育成・支援体制を確保するための方策について、本会議において引き続き検討を行う。
現行計画での主な記載	<p>2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等</p> <p>(2) 今後の施策の目標等</p> <p>①今後の施策の目標</p> <p>イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。</p> <p>(b)担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none">○ 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

地域連携ネットワークが担う機能のあり方とその強化、中核機関のあり方 地域連携ネットワークにおける後見人等への支援及び家庭裁判所における後見人等への監督のあり方や、福祉・行政と司法との連携のあり方

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中間とりまとめの記載</p>	<p>1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針</p> <p>(4) 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関のあり方については、4 (1) ④の地域連携ネットワークの更なる機能強化と併せて検討を行うとともに、中核機関の具体的な機能を表現する名称も検討する。 <p>4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化</p> <p>(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化</p> <p>④地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域連携ネットワークが担う機能のあり方やその強化は、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方についての整理や、福祉・行政と司法との連携のあり方も踏まえて検討する必要があることから、本会議において引き続き検討する。 ○ なお、中核機関については、未整備地域があることや地域の実情に応じて担っている役割が異なることについても考慮する必要がある。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現行計画での主な記載</p>	<p>2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。 <p>(2) 今後の施策の目標等</p> <p>①今後の施策の目標</p> <p>イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。</p> <p>(a)権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。 <p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p> <p>③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。 ○ 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合かつ計画的に講ずべき施策

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

- なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ) に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。
- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 設置協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方

中間とりまとめの記載	<p>4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化</p> <p>(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化</p> <p>④地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて、後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方、これに関する裁判所、中核機関、専門職団体、都道府県その他関係者・団体のそれぞれの性質・役割に応じた連携方法・役割分担のあり方も検討する。 ○ なお、中核機関については、未整備地域があることや地域の実情に応じて担っている役割が異なることについても考慮する必要がある。
現行計画での主な記載	<p>2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等</p> <p>(2) 今後の施策の目標等</p> <p>②今後取り組むべきその他の重要施策</p> <p>ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。 ○ 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。 <p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 - 制度開始時・開始後における身上保護の充実 -</p> <p>①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。 ○ 後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。 <p>③利用開始後における柔軟な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。 ○ こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。 ○ 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるよう支援する機能が期待される。 ○ また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔軟な運用を可能とする方策を検討する。

任意後見制度の適切な運用

中間とりまとめの記載	<p>II 本人のための成年後見制度の運用改善等</p> <p>3 任意後見・補助・保佐の利用促進等</p> <p>(2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組</p> <p>(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化</p> <p>④地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討</p> <ul style="list-style-type: none">○ 任意後見制度の周知は、判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることも含めて行うことが重要である。また、公証人は、任意後見契約締結時に、その契約内容及び判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。○ 国は、任意後見契約において適切な時機に任意後見監督人の選任の申立がされることなど、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するためのその他の方策について、引き続き検討する。
現行計画での主な記載	<p>2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等</p> <p>(2) 今後の施策の目標等</p> <p>①今後の施策の目標</p> <p>ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。</p> <p>(b)保佐・補助及び任意後見の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。○ 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。○ また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。 <p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすい調和 - 安心して利用できる環境整備 -</p> <p>④移行型任意後見契約における不正防止</p> <ul style="list-style-type: none">○ 移行型任意後見契約については、上記2(2)④工)において述べた地域連携ネットワークのチームによる見守りにおける不適切なケースの発見・支援とともに、不正防止に向けた実務的な対応策について幅広い検討が行われるべきである。 <p>(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p> <p>①任意後見等の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。